

企画競争実施に係る手続の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年7月1日

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局
利賀ダム工事事務所長 浮田 博文

1. 業務概要

(1) 業務名

利賀ダム工事事務所広報企画検討業務

(2) 業務目的

本業務は、利賀ダム工事事務所が実施する広報業務の円滑な執行を図るため、催事の進行、運営に係る企画検討を行うものである。

(3) 業務内容

業務目的を踏まえ、以下の業務を行うこととする。

- | | |
|-----------|-------------|
| ①計画準備 | ②現地調査 |
| ③資料収集・整理 | ④式典進行計画作成 |
| ⑤式典運営要領作成 | ⑥実施記録撮影概略計画 |

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月30日まで

(5) 履行場所

利賀ダム工事事務所管内

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有するのは、以下の要件を満たしている者（単体企業）とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出時において、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「C」又は「D」等級に格付けされた東海・北陸地域の競争参加資格を有する者のうち、「広告・宣伝」を営業品目としている者であること。ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）
- (4) 企画提案書の提出者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同

じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する役員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 企画提案書の提出期限の日から契約締結の時までの期間に北陸地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 企画提案書の提出者は、富山県内に本店、支店又は営業所等が存すること。

(8) 本業務を実施するに当たり、全体を管理する管理担当者を1名配置できること。当該管理担当者については変更しないものとする。ただし、特別な事情により変更がある場合に、発注者の承認があつた場合はこの限りではない。

(9) 企画提案書の提出者及び配置予定管理担当者は、平成28年度以降から公示日まで元請けとして受注し完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市が発注した下記[1]若しくは[2]の実績を有すること(再委託による業務の実績は含まない。)

なお、政令市になる前に発注した業務は、政令市発注業務としての取り扱いはしない。

【同種業務】

[1]: 「公共事業に係る起工、定礎、竣工式典」、「防災訓練または演習」、「水防訓練または演習」のいずれかの企画業務

【類似業務】

[2]: 「シンポジウム」、「フェスティバル」、「上記[1]以外の式典」のいずれかの企画業務

(10) 企画競争に係る説明書の交付を直接受けた者であること。

※ 交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。

- ・ 当局からCD-R等の記録媒体または郵送により交付を受けた者
- ・ 電子メールによる交付を受けた者(着信確認のメールを行うものとする。)

3. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 企画提案書の提出者の経験及び能力

同種又は類似の業務実績

(2) 配置予定管理担当者の経験及び能力

同種又は類似の業務実績

(3) 業務の実施方針

業務理解度、実施手順等

(4) 特定テーマに対する提案

特定テーマの的確性、実現性

(5) 参考見積

(6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況、法認定

4. 手続等

(1) 担当部局

〒939-1363 富山県砺波市太郎丸1丁目5番10号
国土交通省北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所 総務課 経理係
電話：0763-33-4701（内線 223）
電子メール：toga-geps@hrr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月22日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

②交付場所（窓口）

4.（1）に同じ。

③交付方法

電子メールによる交付希望者は（1）の電子メール宛てに交付希望の旨を送信し、着信確認を実施すること。電子データによる交付希望者は、CD-R等の記録媒体（USBメモリ等のディスク以外の記録媒体は不可）を持参のうえ、交付を受けること。郵送希望者はCD-R等の記録媒体を返送用の封筒（切手添付）とともに4.（1）宛てに送付すること。

なお、説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和8年7月22日（水）12時00分

②提出場所

4.（1）に同じ。

③提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより提出すること。なお、送信後、着信確認を実施すること。

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の承諾を得なければならない。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は説明書による。

—以 上—